第一商品
DAIICHI COMMODITIES

第52期 定時株主総会

2023年4月1日 ～ 2024年3月31日

招集ご通知

日 時

2024年（令和6年）
6月27日（木曜日）午前10時

場 所

東京都渋谷区道玄坂二丁目6番17号
渋東シネタワー13階
AP渋谷道玄坂

⚠ 昨年の開催会場から変更になっておりますので、
末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。

議決権行使期限

2024年6月26日（水曜日）午後5時

事前行使が可能

議決権行使は、書面又はインターネット、スマート行使により事前に行うことが可能ですので、ぜひご利用くださいますようお願い申しあげます。

議案の賛否にかかわらず議決権を有効にご行使いただいた株主様には、株主様お一人につき QUOカード（500円分）を後日お贈りさせていただきます。

第一商品株式会社
証券コード：8746

ごあいさつ



代表取締役社長
岡田 義孝

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、第52期定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申しあげます。2023年度の事業の概要等につきご説明申しあげておりますので、ご覧ください。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援・ご鞭撻を賜りますよう、お願い申しあげます。

2024年６月

企業理念

人と社会に貢献し、
価値を創造する

目　次

ごあいさつ　1

招集ご通知

第52期 定時株主総会招集ご通知 …… 4

株主総会参考書類

決議事項

第１号議案 株式併合の件 …… 10

第２号議案 定款一部変更の件

第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名の選任の件

第４号議案 監査等委員である取締役１名の選任の件

第５号議案 剰余金の処分の件

事業報告

１．企業集団の現況に関する事項 …… 19

２．株式に関する事項　他 …… 29

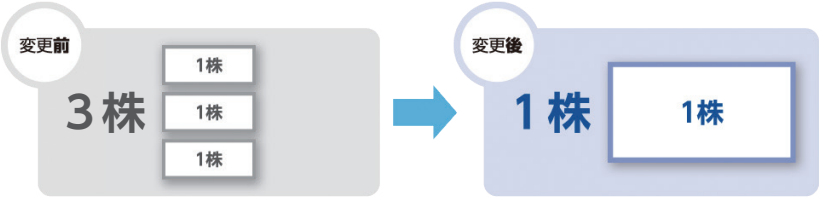
連結計算書類 …… 40

計算書類 …… 43

監査報告 …… 46

株主の皆様へお伝えしたいこと

株式３株を１株に株式併合することを予定しております。



2024年10月１日に、その前日のご所有株式数の３分の１になります。

※本株主総会第1号議案が承認可決されることが条件となります。

株式併合によって、

株主様がご所有する株式数は併合前の３分の１になりますが、１株当たりの資産価値は３倍となるため、ご所有の当社株式の資産価値は変わりません。株価についても理論上は併合前の３倍となります。

＜ご注意ください＞

◆単元株式数は100株のままで変更ございません。

◆300株未満の株式をご所有の場合は、本株式併合により、ご所有の株式数が100株に満たない単元未満株となるため、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を失うことになります。

◆本株式併合後、100株に満たない単元未満株につきましては、単元未満株の買増請求又は買取制度をご利用いただくことで、単元未満株を解消する事ができます。この場合、株主様でのお手続きが必要となりますので、お取引をされている証券会社又は株主名簿管理人までお問い合わせください。

◆３株未満の株式をご所有の株主様は、本株式併合後、株主としての地位を失うことになます。

◆本株式併合後、１株に満たない端数株式は当社が一括して処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて配分いたします（株主様にて特段のお手続きをしていただく必要はございません）。

株主名簿管理人連絡先

三井住友信託銀行　証券代行部

電話番号：**0120－782－031**（フリーダイヤル）

（受付時間　9:00～17:00　土・日・祝日等を除く）

株主各位

証券コード 8746
2024年６月11日
東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号

第一商品株式会社
代表取締役社長 **岡田　義孝**

第52期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://www.dai-ichi.co.jp/ir/
（上記ウェブサイトにアクセスいただくと、当社ウェブサイトの「IR情報」が表示されます。メニューより、「株主総会関連」を選択いただき、ご確認ください。）

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「第一商品」又は「コード」に当社証券コード「8746」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日ご出席いただけない場合は、インターネット等又は「議決権行使書」の郵送によって議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただき、後述の「議決権行使についてのご案内」をご高覧のうえ、2024年６月26日（水曜日）午後５時までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	2024年**6**月**27**日（木曜日）**午前10時**
2 場　　所	東京都渋谷区道玄坂二丁目６番17号 **渋東シネタワー13階　ＡＰ渋谷道玄坂** （昨年の開催会場から変更になっております。詳しくは末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	**報告事項** １．第52期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第52期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項** 第１号議案　株式併合の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名の選任の件 第４号議案　監査等委員である取締役１名の選任の件 第５号議案　剰余金の処分の件
4 電子提供措置事項	当社ウェブサイト https://www.dai-ichi.co.jp/ir/ （上記ウェブサイトにアクセスいただくと、当社ウェブサイトの「IR情報」が表示されます。メニューより、「株主総会関連」を選択いただき、ご確認ください。） 東京証券取引所ウェブサイト https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show （上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「第一商品」又は「コード」に当社証券コード「8746」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(5)委任状又は議決権行使書面を会社宛に送付した株主様及びインターネットによる議決権を行使した株主様が、株主総会当日に株主総会会場に出席された場合は、出席した時点で、議決権の行使の委任、書面による議決権行使、又はインターネットによる議決権行使は撤回されたものとして取り扱わせていただき、株主総会当日の株主様の意思表示が優先されます。

(6)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由をインターネット又は書面により当社にご通知ください。

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 法令及び定款第16条２項の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」を上記インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主に交付する書面には記載しておりません。
- 株主総会終了後、株主懇談会等の開催は予定しておりません。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上のウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変化が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト（ https://www.dai-ichi.co.jp/ ）

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年６月27日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前９時）

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年６月26日（水曜日）
午後５時00分入力完了分まで

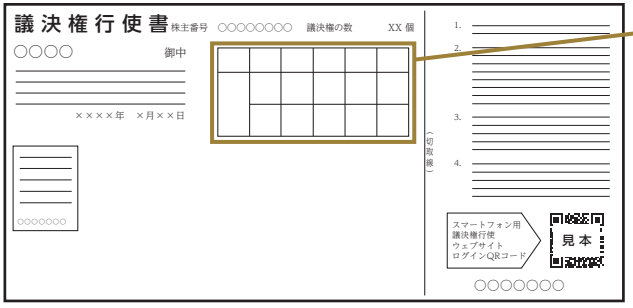
書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2024年６月26日（水曜日）
午後５時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案、第２号議案、第４号議案、第５号議案

- 賛成の場合　≫　「賛」の欄に○印
- 反対する場合　≫　「否」の欄に○印

第３号議案

- 全員賛成の場合　≫　「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合　≫　「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合　≫　「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限

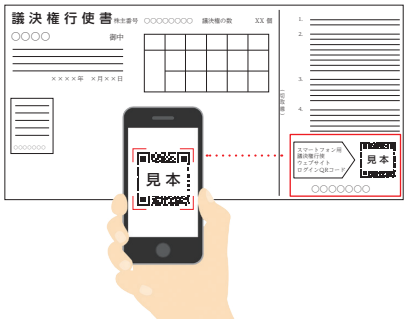
2024年６月26日（水曜日）
午後５時00分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

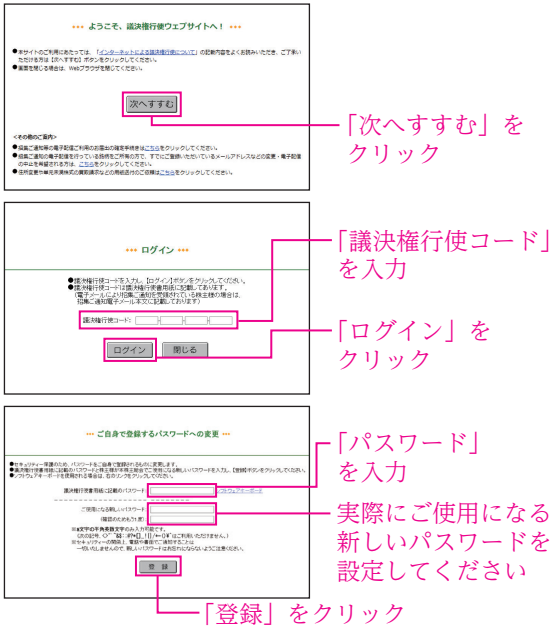
議決権行使　ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9:00～21:00）

株主総会参考書類

第１号議案　株式併合の件

１．提案の理由

本件は、当社の普通株式３株を１株に併合する株式併合を実施するものであります。

当社の市場株価は1株当たり176円、投資単位は100単元で17,600円（2024年５月10日現在）であり、当社の株価は一時1株当たり100円を割り込むなど、低位で推移してきたことから、株価変動の最低単位である１円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機対象として大きな株価変動を招きやすい状態となっており、株主の皆様への影響は小さくなく、不安を招く要因であると認識しております。

このような状況を鑑み、株式併合を実施することにより、株価の安定化を実現し、もって安定した黒字化による資本基盤の強化、企業価値の持続的な向上が実現できる体制を築き上げ、株主の皆様に御評価いただけるよう努めてまいります。

2．提案の内容

（1）併合する株式の種類

普通株式

（2）併合の割合

３株につき１株の比率をもって併合いたします。

（2024年９月30日の株主名簿に記載又は記録された株主様のご所有株式数が基準となります。）

（3）効力発生日

2024年10月１日

（4）効力発生日における発行可能株式総数

30,000,000株

発行可能株式総数についての定款規定は、会社法第182条第２項に基づき、株式併合の効力発生日に、下記のとおり変更したものとみなされます。

現　行　定　款	変　更　案
第６条（発行可能株式数） 当会社の発行可能株式総数は、50,128,000株とする。	第６条（発行可能株式数） 当会社の発行可能株式総数は、30,000,000株とする。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（1）商号の変更

当社グループは祖業の商品先物事業を廃止し、事業ポートフォリオも大きく変化しました。金地金事業は今後も継続するものの、①過去の第一商品との完全決別、②商号と事業内容のミスマッチ解消、③新たな境地を拓くべく暗号資産「Kinka」を活用したWeb３ビジネスの強化等、全く新しい企業に生まれ変わるという当社の決意に加え、株主様からも商号変更のご要望が多数届いていることを踏まえ、この度、商号変更を行うものです。

新商号「ＵＮＢＡＮＫＥＤ」（「アンバンク」と呼びます。）は、従来の金地金取引や銀行の伝統的な金融サービスを、Web３時代の新しいサービスに昇華させていく企業を目指すという思いを込めております。

なお、商号変更の効力発生日は2024年7月1日となります（変更附則２項）。

（2）目的の追加

事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（商号） 第１条　当会社は、第一商品株式会社と称し、英文では、ＤＡＩＩＣＨＩ　ＣＯＭＭＯＤＩＴＩＥＳ　ＣＯ.，ＬＴＤ.と表示する。	（商号） 第１条　当会社は、ＵＮＢＡＮＫＥＤ株式会社と称し、英文では、ＵＮＢＡＮＫＥＤ，ＩＮＣ.と表示する。
（目的） 第２条　当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。 １．～２．（条文省略） ３．有価証券の売買 ４．～15.（条文省略）	（目的） 第２条　当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。 １．～２．（現行どおり） ３．有価証券及び、証券化商品、及び各種金融デリバティブの売買 ４．～15.（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	16．暗号資産の発行及び取引
（新設）	17．宅地建物取引業
（新設）	18．不動産売買、賃貸、管理、及びコンサルティング業務
（新設）	19．貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業
16．上記各号に付帯する一切の業務	20．上記各号に付帯するまたは関連する一切の業務
第３条～第38条　（条文省略）	第３条～第38条　（現行どおり）
附 則	附 則
１．　（条文省略）	１．　（現行どおり）
（新設）	２．定款第１条（商号）の変更は、2024年７月１日に効力を生ずるものとする。なお、本項の定めは、商号変更の効力発生日経過後、これを削除する。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名の選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（２名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、経営体制の強化を図るため取締役１名を増員することとし、取締役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式
1	安達（あだち）　哲也（てつや） （1962年12月27日生） 新任	1986年 ４月　ユニバーサル証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 1990年 １月　立花証券株式会社 入社 2009年 １月　株式会社マネーパートナーズ入社 2017年 ２月　株式会社One Tap BUY（現 PayPay 証券株式会社）入社 2019年 ４月　Alpaca Japan株式会社入社 2020年 ４月　日本クラウド証券株式会社入社 2022年 ４月　第一商品株式会社入社 2023年 ６月　株式会社CAPITA代表取締役社長就任（現任） （現在に至る）	－株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式
2	岡田（おかだ）　義孝（よしたか） （1961年２月６日生） 再任	1979年 ４月　株式会社大阪都ホテル入社 1980年 10月　大倉商事株式会社入社 1990年 ５月　当社入社 1999年 ５月　当社大阪分室総務経理部課長 2007年 ８月　当社総務部課長 2008年 ４月　当社総務部次長 2011年 ７月　当社総務本部長兼総務部長 2013年 ４月　当社執行役員総務本部長 2015年 ４月　当社総務本部長兼株式部長 2017年 ４月　当社総務本部長兼広報・IR部長 2017年 ６月　当社取締役 2021年 ４月　当社代表取締役社長（現任） 2021年 ８月　第一プレミア証券株式会社社外取締役 2022年 ６月　クラウドバンク株式会社社外取締役 （現在に至る）	10千株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式
3	七條（しちじょう）　利明（としあき） （1968年６月25日生） 再任	1991年 ４月　茜証券株式会社入社 1995年 12月　三木証券株式会社入社 1997年 ３月　当社入社金融商品部主任 2004年 ４月　当社経営企画室課長代理 2007年 ４月　当社内部監査室課長代理 2013年 ４月　当社企画部課長 2020年 ９月　当社企画部次長 2022年 ７月　当社管理本部長 2022年 10月　Kinka（BVI）,Ltd.取締役就任（現任） 2022年 11月　合同会社ゴールド・マネジメント職務執行者（現任） 2023年 ６月　当社取締役管理本部長（現任） 2023年 11月　Personal Capital株式会社代表取締役（現任） （現在に至る）	－株

（注）１．各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．安達哲也氏は、新任の取締役候補者であります。

３．取締役候補者の選任理由

安達哲也氏は、証券会社をはじめ、豊富な事業分野での経験と幅広い見識を有しています。また、上場企業の経営者としての経験を活かし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として、取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、2024年６月27日開催予定の株式会社CAPITA 定時株主総会をもって、同社の代表取締役社長を退任する予定です。

岡田義孝氏は、総務本部長として豊富な経験・実績を有し、また広報・IR部長としても実績を残しております。代表取締役就任後は、的確な分析力と強いリーダーシップで会社を牽引しており、持続的に企業価値を向上させるためにも、取締役として選任をお願いするものであります。

七條利明氏は、当社の経営企画室、内部監査室、企画部門を経験し、現在、管理本部長として管理部門全般を統括しており、グループ全般の事業に係る豊富な経験と幅広い知見を有することから、企業価値向上と持続的な成長のために適切な人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

４．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容は、事業報告の31ページに記載の通りです。各取締役候補者の選任が承認された場合、当該保険の被保険者に含まれることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容で更新を予定しております。

第４号議案　監査等委員である取締役１名の選任の件

監査等委員である取締役の塩野治夫氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。なお、選任する監査等委員である取締役の任期は、辞任する監査等委員である取締役の任期満了の時までとなります。本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式
水地　一彰（みずち　かずあき） （1981年３月11日生） 新任	2007年 12月　新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2017年 ６月　経済産業省経済産業政策局入省 2019年 ７月　EY新日本有限責任監査法人入所 2022年 ８月　水地一彰公認会計士事務所代表(現任) 2023年 ６月　ファーストループテクノロジー株式会社社外監査役(現任) 2023年 10月　JPYC株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) （現在に至る）	－株

（注）１．取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．水地一彰氏は、新任の監査等委員である社外取締役候補者であります。

３．社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役候補者に期待される役割の概要

水地一彰氏は、公認会計士として上場企業の会計監査に関する豊富な経験に加え、経済産業省において、事業再生等の法改正、税改正等の政策の企画・立案業務に従事し、また、暗号資産、NFT、ベンチャーファイナンスにも精通するなど、これまでの幅広い知識・経験をもとに、当社の経営戦略・計画の策定への助言や、業務執行者から独立した客観的な立場での会社経営の監督に関する役割を期待でき、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しており、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

４．水地一彰氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には独立役員として届け出る予定であります。

５．水地一彰氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

６．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容は、事業報告の31ページに記載の通りです。各取締役候補者（監査等委員である取締役を含む）の選任が承認された場合、当該保険の被保険者に含まれることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容で更新を予定しております。

（ご参考）：第３号議案及び第４号議案可決後の取締役スキル・経験

当社の取締役会の構成は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンス・内部統制を構築し、グループ全体を適切に統治するため、多様な視点と豊富な経験、高度なスキルを備えたメンバーであり、全体として必要なスキルが備わっているものと考えています。

	氏名	企業経営	金融業界・事業の理解	法務	財務会計	ガバナンス	人材育成
取締役	安達　哲也 （新任）	●	●			●	●
	岡田　義孝 （再任）	●	●			●	●
	七條　利明 （再任）	●	●			●	●
監査等委員である取締役	広瀬　里美 （現任・社外・独立）			●		●	
	クリストファー・リチャード・レーン （現任・社外・独立）	●	●				
	水地　一彰 （新任・社外・独立）	●	●		●	●	

第５号議案　剰余金の処分の件

１．提案の理由

当社は、2024年３月期末において利益剰余金の欠損額143,694,053円を計上しております。つきましては、この欠損金額を補填し、今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施に備えることを目的として、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

２．剰余金の処分に関する事項

（1）減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金　143,694,053円

（2）増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　143,694,053円

３．剰余金の処分の効力発生日

2024年６月28日

以上

事業報告（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におきましては、全世界的な消費者物価の上昇は落ち着きを取り戻しつつあるものの、主要各国の政策金利の高止まりが長期化するとの見方から、世界経済は先行き不透明な状況が続いております。我が国の経済においても、円安による輸入コストの上昇やエネルギー価格の高止まり等から景気の先行き懸念が強まっています。

また、地政学リスクの高まりやインフレの高止まり懸念から、金を始めとした実物資産への投資資金の流入が続いており、国内金価格は史上最高値を更新し、価格が高騰しているにもかかわらず、一部投資家の根強い買い需要も見受けられます。

このような市場環境から、当社グループでは金地金の直接売買、日本クラウド証券株式会社との共同事業でインターネットでの金の売買及び積み立て投資を積極的に進め、国内の金に対する幅広い投資ニーズに対応できる販売体制を構築しております。また、2024年２月からはKinka(BVI),Ltd.において、金の価格と連動する暗号資産「Kinka」を海外暗号資産取引プラットフォームで販売を開始しております。

この結果、連結会計年度における売上高は5,310百万円（前期4,637百万円)、売上原価は4,861百万円（前期4,197百万円)となりました。経費抑制を継続して行ったものの、営業損失は149百万円（前期243百万円)、経常利益は45百万円（前期は経常損失523百万円)となりました。また、子会社株式を譲渡したため子会社株式売却益347百万円を特別利益で計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は390百万円（前期は純損失369百万円)となりました。

（金地金事業）

キロバーを取り扱っている当社及び子会社であった第一プレミア証券株式会社では、近年の金価格の高騰から売買単価が上昇し、前連結会計年度と比較し売上高は増加いたしました。また、インターネットを利用した小口販売を行っている日本クラウド証券株式会社では、売上高は堅調に推移しておりますが大幅な収益の増加に寄与するには至りませんでした。一方、販売費及び一般管理費の削減への取り組みがセグメント利益の増加に寄与いたしました。

この結果、売上高4,926百万円（前期比15.6％増）、セグメント利益9百万円（前期はセグメント損失7百万円）となりました。

（投資・金融サービス事業）

子会社であった第一プレミア証券株式会社は、当連結会計年度で譲渡したことにより手数料収入は減少いたしました。

この結果、売上高246百万円（前期比34.8％減）、セグメント利益98百万円（前期比54.3％減）となりました。

（ノンバンク事業）

当連結会計年度で子会社化したPersonal Capital株式会社は、当社グループの余剰資金を事業者へ貸し出すことで収益の増加を図りました。一方で、新規貸出残高の増加から貸倒関連費用等の販売費及び一般管理費が増加したことにより大幅な収益の獲得には至りませんでした。

この結果、売上高137百万円、セグメント利益35百万円となりました。

	第51期 （2023年３月期）	第52期 （2024年３月期）	前期比	
	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
売上高	4,637	5,310	672	14.5 %
営業損失(△)	△243	△149	93	－
経常利益又は経常損失(△)	△523	45	568	－
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△369	390	760	－

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

該当事項はありません。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

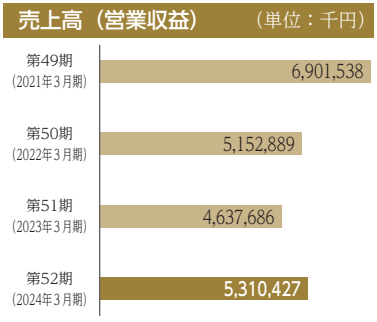
該当事項はありません。

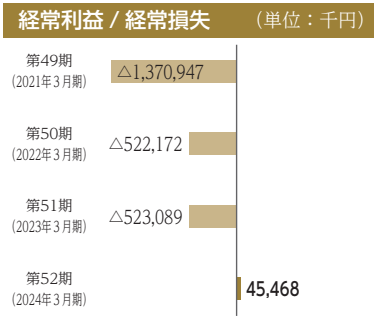
⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

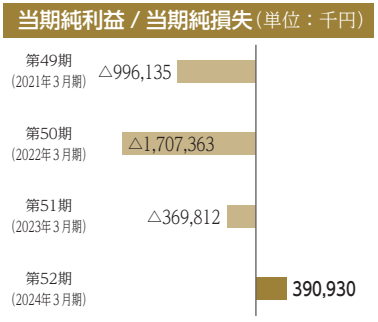
当社は2023年６月15日を効力発生日として、Personal Capital株式会社と株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。

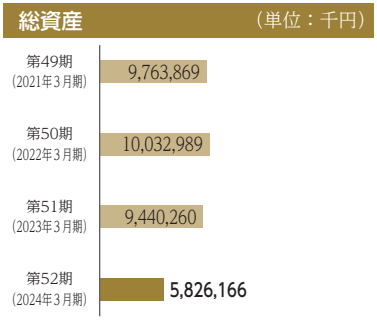
当社は2023年12月26日を効力発生日として、完全子会社であった第一プレミア証券株式会社の全株式を譲渡いたしました。

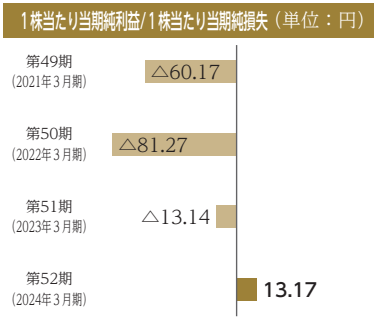
(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

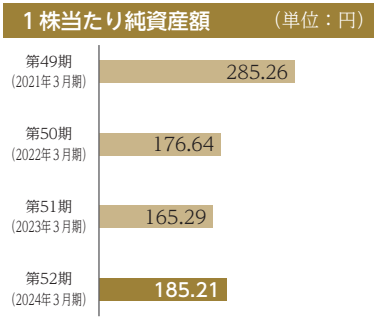












（注）1．1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2．第50期より収益認識に関する基準を適用しており、第49期の売上高については遡って適用した数値を記載しております。

① 企業集団の財産及び損益の状況

		第49期 (2021年３月期)	第50期 (2022年３月期)	第51期 (2023年３月期)	第52期 (当連結会計年度) (2024年３月期)
売上高	(千円)	6,901,538	5,152,889	4,637,686	5,310,427
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△1,370,947	△522,172	△523,089	45,468
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	△996,135	△1,707,363	△369,812	390,930
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	(円)	△60円17銭	△81円27銭	△13円14銭	13円17銭
１株当たり純資産額	(円)	285円25銭	176円64銭	165円29銭	185円21銭
総資産	(千円)	9,763,869	10,032,989	9,440,260	5,826,166

② 当社の財産及び損益の状況

		第49期 (2021年３月期)	第50期 (2022年３月期)	第51期 (2023年３月期)	第52期 (当事業年度) (2024年３月期)
売上高	(千円)	6,623,171	4,763,417	4,240,640	4,920,104
経常利益又は経常損失（△）	(千円)	△1,293,871	499,618	△231,286	23,656
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△989,840	△1,683,752	△423,015	279,321
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	(円)	△59円79銭	△80円15銭	△15円03銭	9円41銭
１株当たり純資産額	(円)	285円25銭	177円48銭	166円65銭	179円60銭
総資産	(千円)	5,967,840	5,347,314	4,778,016	5,588,215

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
２．第50期より収益認識に関する基準を適用しており、第49期の売上高については遡って適用した数値を記載しております。

(4) 対処すべき課題

① 企業価値向上を促進するための取締役会の運営

取締役会においては、株主様及び投資者の期待に応えるべく、経営戦略や事業計画について議論する時間を十分に確保し、営業利益の段階で安定した黒字を確保できる体制作りに取り組んでまいります。そして、成長シナリオに基づく優秀な人材の獲得及び育成を通じて、企業価値の向上に努めてまいります。

② 収益力強化による安定した黒字化の実現

(1) 金地金の販売戦略見直しと新サービスの開発

金地金事業においては、世界的なインフレ時代への突入、年々高まる地政学リスク、そして構造的な円安トレンドが重なり、国内金価格が史上最高値を更新中の環境下にあるため、円資産の価値の目減りを回避したいと考える富裕層のニーズの掘り起こしを強化し、販売提携先の開拓も視野に入れ取引量の拡大を図ってまいります。

一方、日本における金投資の裾野拡大のため、少額資金で金投資を行いたい投資家向けに、日本クラウド証券株式会社との共同事業であるインターネットによる「金スポット取引」及び「純金積立」も継続して取り組んでまいります。また、金地金に関する新たなサービスの開発を目指し、金取引の販売促進により、収益力の強化に努めてまいります。

(2) 暗号資産「Kinka」の販路拡大と収益源の多様化

海外子会社のKinka（BVI）,Ltd.が発行している金の価格と連動する暗号資産「Kinka」は、海外の中央集権型暗号資産取引所（CEX）３か所に上場を果たしましたが、今後はさらなる流通量拡大に向け、イーサリアム・ネットワークだけでなく他のネットワークでも「Kinka」を流通させ、様々なタイプの海外の分散型取引所（DEX）での取り扱いを増やし販路を拡大していく予定です。そして、「Kinka」を販売するだけに留まらず、他のユースケースを提携パートナーと模索しながらWeb３ビジネスへの投資を強化し、収益源の多様化を図ってまいります。

(3) 貸金業子会社の融資残高を積み上げるための資金支援

貸金業子会社のPersonal Capital株式会社（以下、「PC社」）が行っているメインの不動産担保融資は、収益性の高い事業であり、今後、融資残高の拡大を図ることで、当社グループの収益に大きく貢献してくると考えております。PC社の2024年3月末時点の融資残高は15億円強ですが、さらなる上積みを目指し、PC社に対し可能な限りの資金支援を行っていく予定です。

以上の施策により、グループ全体での収益の増加を図り、安定した黒字化の実現を目指してまいります。

③　人的資本への投資と従業員エンゲージメントの向上

従業員のキャリアアップを支援するための資格取得の奨励や、ワークライフバランスの推進による生産性の向上を図り、経営陣と従業員のビジョン共有、従業員向けインセンティブプランの検討により、モチベーションを高め、企業価値の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年３月31日現在）

当社グループは、金融商品取引の関連事業を主業務とする投資・金融サービス事業と、金地金の現物販売を主業務とする金地金事業、貸金業を主業務とするノンバンク事業の3つのセグメント単位としております。

① 投資・金融サービス事業

金融商品取引法に基づく以下の業務。
商品関連市場デリバティブ取引、日経225先物、くりっく365、株式(現物・信用)、外国株式等。

② 金地金事業

店頭及びインターネットを介した金地金の販売及び買取。

③ ノンバンク事業

貸金業法に基づく以下の業務。
不動産担保融資事業。

(6) 主要な事業所等（2024年３月31日現在）

① 当社

本　　社	東京都渋谷区

② 子会社

Personal Capital株式会社	東京都港区

（注）Personal Capital株式会社は、2024年４月30日付で、本社を東京都港区から東京都渋谷区へと移転しております。

(7) 使用人の状況（2024年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
10名	33名減

（注）使用人数が前連結会計年度末と比べて33名減少しましたのは、2023年12月31日付で第一プレミア証券を連結子会社から除外したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	3名減	49.9歳	13.0年

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Personal Capital株式会社	51,434千円	100%	貸金業

（注）1. 2023年６月15日にPersonal Capital株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
2. 2023年12月26日付で、連結子会社であった第一プレミア証券株式会社の全株式を譲渡いたしました。

(9) 主要な借入先及び借入額　（2024年３月31日現在）

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、2021年３月期に事業譲渡を行い営業収益の90%以上を占めていた貴金属先物事業の喪失、早期退職者募集等による従業員数の95%減少、本社を除く全営業店（10店舗）の閉鎖などにより、従前の企業活動を継続することが困難な状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、国内投資家への金地金の販売強化、クラウドバンクグループとの金地金事業のさらなる収益化、暗号資産「Kinka」を通じた海外の金投資需要の取り込みによる金地金事業のさらなる収益化によって当社グループの業績回復を図ってまいります。

また、当連結会計年度に貸金業を営むPersonal Capital株式会社を子会社化し、さらなる収益の向上に努めてまいります。

一方で、当社グループは当連結会計年度に現金及び預金として約23億円保有し、純資産も約55億円となっており、コスト削減の効果も表れていることから、当面の事業の展開・継続を図るに足る十分な現金及び預金を有しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2 株式に関する事項

株式の状況 （2024年３月31日現在）

① 発行可能株式総数 50,128,000株

② 発行済株式の総数 30,070,543株

（注）当社は、2023年6月15日付でPersonal Capital株式会社を株式交換により子会社化したことに伴い、発行済株式総数が1,143,336株増加し、30,070,543株となりました。

③ 株主数 7,800名

④ 大株主

順位	株主名	持株数（株）	持株比率（%）
1	ＣＢ戦略1号投資事業有限責任組合	3,833,700	12.75
2	一村　哲也	1,500,000	4.99
3	上田八木短資株式会社	1,141,500	3.80
4	勝　えり子	1,011,500	3.36
5	本田　求	944,000	3.14
6	株式会社ラテオエネルギー	778,680	2.59
7	大澤　徹	660,000	2.19
8	株式会社フューチャーマーケティング・コンサルティング	541,440	1.80
9	居川　和広	440,200	1.46
10	坂田　昭雄	400,000	1.33

(注) 1. 持株比率は、小数点第３位を四捨五入しております。

2. ＣＤＫ戦略投資事業合同会社は、2024年３月31日現在の株主名簿には所有株数が204,400株、持株比率が0.68％と記載されておりますが、2024年１月26日提出の変更報告書で、同社の所有株数が5,924,200株、持株比率が19.70％であることが判明し、その後、所有株数の変更に関する報告書が提出されていないことから、同社が実質的な筆頭株主であると当社では認識しております。

3 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項 (2024年３月31日現在)

第２回新株予約権については、2023年5月17日に付与者から権利放棄の申し出があり、係る放棄に伴い、当該新株予約権は消滅いたしました。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

（2024年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当 及び 重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡田　義孝	
取　締　役	七條　利明	Personal Capital株式会社代表取締役 Kinka（BVI）,Ltd.取締役 合同会社ゴールド・マネジメント職務執行者
取　締　役 （監査等委員）	塩野　治夫	塩野治夫公認会計士事務所所長、城南監査法人代表社員 Personal Capital株式会社社外監査役、第一プレミア証券株式会社社外監査役 クラウドバンク株式会社社外監査役、日本クラウド証券株式会社社外監査役
取　締　役 （監査等委員）	広瀬　里美	東京丸の内法律事務所 パートナー
取　締　役 （監査等委員）	クリストファー・ リチャード・レーン	Majime Partners Ltd. 共同創設者兼最高投資責任者 Ninja Pool Group　暗号資産アセットマネージャー

（注）１．当社は、2023年６月29日開催の第51期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役 広瀬正勝氏、橋本秀人氏及び塩野治夫氏は任期満了により退任し、塩野治夫氏は監査等委員である取締役に就任しております。

２．監査等委員である取締役 塩野治夫氏、広瀬里美氏及びクリストファー・リチャード・レーン氏は、社外取締役であります。

３．監査等委員である取締役 塩野治夫氏、広瀬里美氏及びクリストファー・リチャード・レーン氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

４．監査等委員である取締役 塩野治夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

５．監査等委員である取締役 広瀬里美氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものです。

６．監査等委員会設置会社のもと、監査等委員が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選任しておりません。

７．責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

８．会社の役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用の損害を補填することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役であり、その保険料は会社が全額負担しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬

①取締役の個人別報酬等の決定方針（2023年6月29日 取締役会決議）

1．報酬等(業績に連動しない金銭報酬)の額又はその算定方法の決定方針
取締役個人別の報酬等は、株主総会決議の範囲内において、取締役の役位、職責、在任年数等に応じて支給額(固定報酬)を決定する。

2．報酬等の種類ごとの決定方針
業績連動報酬は支給せず、非金銭報酬としてストックオプションを付与できるものとし、付与数は取締役の役位、職責、在任年数等に応じて決定するものとする。

3．報酬等を与える時期又は条件の決定方針
固定報酬は、任期中、毎月定額で支給する。非金銭報酬は、取締役会で付与数等を決議後、割当日に付与する。

4．決定の全部又は一部の第三者への委任に関する事項
各取締役に支給する報酬等については、取締役会決議に基づき代表取締役社長岡田義孝にその具体的内容の決定を委任することができる。代表取締役社長は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位、職責、在任年数等に応じて決定する。

※取締役会は、当事業年度取締役個人別報酬等について、同内容の当該決定方針との整合性を確認しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	支給人員（名）	報酬等の総額（千円）
取締役(監査等委員を除く)（うち社外取締役）	7（4）	25,050　（3,900）
取締役(監査等委員)　（うち社外取締役）	3（3）	5,850　（5,850）
監　査　役　（うち社外監査役）	3（2）	2,400　（900）
合 計	13	33,300

（注）1．上記には、2023年６月29日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役５名（うち社外取締役４名）及び監査役３名（うち社外監査役２名）を含めております。なお、当社は2023年６月29日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。監査役を退任後、同日付で取締役（監査等委員）に就任した１名分の報酬額、人数につきましては、監査役在任期間中は監査役に、取締役（監査等委員）在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。

2．監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬額は、2007年6月28日開催の第35期定時株主総会において年額350,000千円以内と決議しております（使用人兼取締役の使用人分給与は含めない。）。当該株主総会終結時の取締役の員数は10名です。

3．監査等委員会設置会社移行前の監査役の報酬額は、2000年6月29日開催の第28期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は4名です。

4．監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、第51期までの取締役の報酬枠を廃止し、2023年６月29日開催の第51期定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は２名です。

5．監査等委員である取締役の報酬の総額については、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、2023年６月29日開催の第51期定時株主総会において、年額30,000千円以内としております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定されます。

6．上記決定方針により非金銭報酬の支給は可能としておりますが、当事業年度の非金銭報酬等の支給はありません。
7．各役員は、当社に対し善管注意義務等を負っており、中長期的な視点を重視して活動しております。取締役会にて取締役報酬に関する審議を行い、各取締役への報酬の決定権限を代表取締役社長 岡田義孝に再一任しております。再一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。当社は業績連動報酬制度を採用しておりません。当社の業績が市況に大きく左右されやすいことから、各取締役の個々の能力と業績とが必ずしも比例関係になるとは限らず、業績連動報酬制度の導入は見送っています。経営判断が目先的にならぬよう、企業の永続性を最重要視しつつ、各役員の報酬額を算定してまいります。

(3)　社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	塩野　治夫	当事業年度に開催した取締役会20回のうち、監査役として10回、監査等委員として10回の全てに出席し、また、監査役会4回、監査等委員会10回の全てに出席し、適宜発言を行っております。社外取締役として、企業会計の専門家としての豊富な経験と独立性を活かし、主に会計財務及び経営及びガバナンスの観点から、重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	広瀬　里美	2023年６月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに、また、監査等委員会10回の全てに出席し、適宜発言を行っております。弁護士として、企業法務、ベンチャー企業支援等を専門としており、社外取締役として、法務の専門家としての豊富な経験を活かし、主に企業法務及びコンプライアンスの観点から、重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	クリストファー・ リチャード・レーン	2023年６月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に、また、監査等委員会10回のうち９回に出席し、適宜発言を行っております。不動産投資ビジネス、暗号資産に関する高いノウハウと幅広い知見を有することから、社外取締役として同ビジネスにおいての当社の経営戦略・計画及びガバナンスの観点から、重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。

②他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏　名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
社外取締役 (監査等委員)	塩野　治夫	・塩野治夫公認会計士事務所所長 ・城南監査法人代表社員 ・Personal Capital株式会社社外監査役 ・第一プレミア証券株式会社社外監査役 ・クラウドバンク株式会社社外監査役 ・日本クラウド証券株式会社社外監査役	特別な関係はございません。 〃 2023年6月に全株式を取得した当社100％子会社です。 当社100％子会社でしたが、2023年12月に全株式を譲渡しております。 当社持分法適用会社です。 当社持分法適用会社クラウドバンク株式会社の100％子会社です。
社外取締役 (監査等委員)	広瀬　里美	・東京丸の内法律事務所 パートナー	特別な関係はございません。
社外取締役 (監査等委員)	クリストファー・ リチャード・レーン	・Majime Partners Ltd. 共同創設者兼最高投資責任者 ・Ninja Pool Group 暗号資産アセットマネージャー	特別な関係はございません。 〃

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称　フロンティア監査法人

(2) 報酬等の額

種　類	金　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

① 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
② 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社とフロンティア監査法人は、契約に基づき、契約の履行に伴い生じた当社の損害について、フロンティア監査法人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、フロンティア監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれかの高い額をもって当社に対する損害賠償責任の限度としております。

なお、フロンティア監査法人の行為が上記の要件を充足するか否かについては、当社が判断することとなっております。

(5) 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社の取締役は、健全かつ公正な経営を最優先とし、法令及び定款については常に正しい知識を持つことに努め、これを遵守する。また、随時取締役間の円滑な意思疎通を図り、業務執行に係る相互監督を通じて法令・定款違反に関する行為を未然に防止することとする。

② 外部識者を代表とする「コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンスに関する事項について協議する場とし、当該協議内容は取締役会へ報告する体制とする。

③ 旧経営陣からの影響を排除するため、過去の経営陣を顧問・相談役として迎え入れる制度を廃止する。

④ 内部監査室を取締役会直轄とする。

⑤ 使用人が法令・諸規則だけでなく、社会的規範を遵守し、企業理念に従った行動を実践することを確保するべく「コンプライアンス規程」を定めており、全社員に周知徹底するとともに、外部の弁護士事務所に通報窓口を設置し、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報制度を整備する。

⑥ 内部通報者が通報又は相談したことを理由に不利益な処遇を受けないことを確保する体制とする。

⑦ 内部監査室は「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程を遵守して適切に実行されているかを、内部監査室による監査を年一回以上実施し、チェックし、違反の防止、問題点の指摘及びその改善の指導を行う。監査終了後、速やかに監査結果の報告書を作成し、取締役会及び監査等委員会に提出する。

⑧ 監査等委員は取締役会に出席し、重要な報告を受け、稟議書など業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に対して説明を求める体制とする。また、「監査等委員会規程」及び「内部統制システムに係る監査等委員会の実施基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する体制とする。

⑨ インサイダー取引防止や個人情報保護など、特に重要な法令については、社内規程の遵守徹底に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類、稟議書、その他「職務権限規程」に基づく取締役の職務の執行に必要な文書を保存するものとし、その作成、保存、管理等については「取締役会規程」、「文書取扱規程」、「稟議決裁権限規程」等の社内規程に基づき行う。

② 個人情報保護に関連する規程を整備し、個人情報及び重要な企業秘密を適切かつ安全に保存・管理を行う。

③ 会社の重要な情報の開示については、法令及び取引所その他関係機関の諸規則等に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制の構築を図る。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 事業活動に伴う各種のリスクについては、「リスク管理マニュアル」に基づき、適切な管理を行う。リスク管理の不徹底からステークホルダーに不当な損害を与え、信頼を喪失し、経営基盤を揺るがす重大な危機に陥ってしまうことがないよう、コンプライアンス部は各部署におけるリスク管理の状況について定期的に監査を行い、その結果を取締役に報告することとし、リスク管理に対し独立的評価を行う。

② 大規模な事故、災害、テロ、対企業犯罪、経営上の重大なトラブルなど、危機に対して可能な限りその予防に努める。危機が発生した場合は、「危機管理規程」に基づく緊急対策をとり、危機管理にあたる。

③ 反社会的勢力の排除及び介入の防止として、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては毅然として立ち向かう。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の迅速な経営判断・意思決定を可能にするため、組織・業務分掌、職務権限等の諸規程を定め、事業運営が効率的に行える体制の確保に努める。なお、取締役会の決議に基づき、特定業務の執行に専念できる執行役員を任命し、業務執行の効率化を図る体制を確保する。

（5）当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ会社における業務の適正並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び同社の定款に適合することを確保するため、当社役員が子会社役員等として関与し、各会社の業務執行の適正性を確保する体制としている。また、内部監査室は子会社の内部統制監査を実施して、リスク管理体制の有効性について評価し、その改善を図ることとする。

② 子会社の独立性を尊重しつつ、経営上の重要事項については関係会社管理規程に基づき当社管理本部に報告される。また、子会社と定期的に意思疎通の場を設け、問題点の共有を図ることとする。

（6）監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置く場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

① 監査等委員が監査職務を円滑に遂行する上で、他の監査等委員と協議の上、「監査等委員会規程」及び「監査等委員監査基準」に基づき、その職務を補助すべき使用人を配置することができる。

② 監査等委員の職務を補助する使用人は、監査等委員の指揮命令下で職務を遂行し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

(7) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者（以下「取締役及び子会社の取締役等」という。）が監査等委員に報告するための体制、及びその他の監査等委員への報告に関する体制が実効的に実施されるための体制

① 取締役及び子会社の取締役等は、監査等委員の要請に応じて業務執行状況の報告を行い、必要な資料の提供や書類等の閲覧に応じる。

② 取締役及び子会社の取締役等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合は、直ちに監査等委員に報告する。

③ 当社は、前項に従い監査等委員への報告を行った取締役及び子会社の取締役等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。

② 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

(9) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うとともに、内部監査室との連携を図り、監査を円滑に行うために取締役及び使用人との意思疎通にも努める。また、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見及び情報交換を行い会計監査人との連携を図る。

(10) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、金融商品取引法等の関係法令に従って内部統制システムを整備し、適切な運用・評価と必要な是正を行う。

※運用状況の概要について

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、コンプライアンスに関する基本的な考え方や法令等の遵守について、業務連絡会等の職場報告などを通じ周知徹底を図っております。

当社は、取締役会において法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行っております。

監査等委員は、取締役会へ出席して必要がある場合には意見を述べ、報告を受けるとともに、稟議書等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるなどにより健全な経営体制と効率的な運用を図るために助言を行っております。また、監査等委員は、代表取締役、会計監査人、内部監査室との情報交換に努めております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けた上で、安定した配当を継続的に行っていくことを基本方針としております。

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当等について、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

しかしながら、当事業年度におきましては、過去の損失計上により利益剰余金がマイナスとなりましたため、誠に遺憾ではありますが、期末配当金を無配とさせていただきます。

安定的に利益が確保できる体制を確実なものとし、早期の復配を目指す所存であります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第52期 2024年３月31日現在
資産の部	
流動資産	**4,250,485**
現金及び預金	2,393,187
売掛金	561
商品	218,088
短期貸付金	1,517,415
その他	194,177
貸倒引当金	△72,945
固定資産	**1,573,967**
有形固定資産	**10,005**
土地	4,084
その他	5,921
無形固定資産	**59,001**
のれん	59,001
その他	0
投資その他の資産	**1,504,960**
投資有価証券	1,426,460
固定化営業債権	249,178
破産更生債権等	159,282
その他	66,065
貸倒引当金	△396,025
繰延資産	**1,713**
創立費	1,474
開業費	239
資産合計	**5,826,166**

科目	第52期 2024年３月31日現在
負債の部	
流動負債	**124,787**
未払法人税等	1,495
株主優待引当金	20,195
訴訟損失引当金	18,268
預り証拠金代用有価証券	39,920
その他	44,908
固定負債	**131,856**
繰延税金負債	131,856
負債合計	**256,644**
純資産の部	
株主資本	**5,280,981**
資本金	**100,000**
資本剰余金	**5,183,474**
利益剰余金	**△2,493**
自己株式	**－**
その他の包括利益累計額	**288,540**
その他有価証券評価差額金	**274,358**
為替換算調整勘定	**14,181**
純資産合計	**5,569,522**
負債・純資産合計	**5,826,166**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第52期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	
売上高		**5,310,427**
売上原価		**4,861,810**
売上総利益		**448,616**
販売費及び一般管理費		**598,225**
営業損失（△）		**△149,608**
営業外収益		
受取利息	2,558	
受取配当金	15,571	
貸倒引当金戻入額	4,214	
持分法による投資利益	87,601	
投資有価証券売却益	73,639	
業務受託手数料	30,000	
その他	9,147	**222,731**
営業外費用		
支払利息	298	
売買過誤差損金	793	
支払手数料	24,961	
その他	1,600	**27,653**
経常利益		**45,468**
特別利益		
子会社株式売却益	347,384	
新株予約権戻入益	3,460	
資産除去債務戻入益	7,005	**357,849**
特別損失		
減損損失	10,278	**10,278**
税金等調整前当期純利益		**393,039**
法人税、住民税及び事業税	2,109	**2,109**
当期純利益		**390,930**
親会社株主に帰属する当期純利益		**390,930**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

第52期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
２０２３年４月１日残高	100,000	5,226,447	△393,423	△245,979	4,687,044
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			390,930		390,930
自己株式の処分		△163,023		245,979	82,956
株式交換による増加		120,050			120,050
新株予約権の失効					
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	△42,972	390,930	245,979	593,937
２０２４年３月31日残高	100,000	5,183,474	△2,493	－	5,280,981

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
２０２３年４月１日残高	32,096	△68,242	△36,146	3,460	4,654,357
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					390,930
自己株式の処分					82,956
株式交換による増加					120,050
新株予約権の失効				△3,460	△3,460
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	242,262	82,424	324,687		324,687
当連結会計年度変動額合計	242,262	82,424	324,687	△3,460	915,164
２０２４年３月31日残高	274,358	14,181	288,540	－	5,569,522

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類
貸借対照表

(単位：千円)

科目	第52期 2024年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**2,120,144**
現金及び預金	1,773,482
商品	218,088
差入保証金	101,339
その他	42,790
貸倒引当金	△15,556
固定資産	**3,468,070**
有形固定資産	**4,084**
土地	4,084
その他	0
無形固定資産	**0**
投資その他の資産	**3,463,986**
関係会社株式	475,120
投資有価証券	922,763
敷金及び保証金	41,662
長期貸付金	2,000,000
固定化営業債権	249,178
破産更生債権	9,282
関係会社出資金	8,000
その他	4,005
貸倒引当金	△246,025
資産合計	**5,588,215**

科目	第52期 2024年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**55,770**
未払法人税等	1,210
株主優待引当金	20,195
訴訟損失引当金	18,268
その他	16,097
固定負債	**131,856**
繰延税金負債	131,856
負債合計	**187,627**
純資産の部	
株主資本	**5,139,780**
資本金	**100,000**
資本剰余金	**5,183,474**
資本準備金	3,718,028
その他資本剰余金	1,465,445
利益剰余金	**△143,694**
繰越利益剰余金	△143,694
自己株式	**－**
評価・換算差額等	**260,807**
その他有価証券評価差額金	260,807
純資産合計	**5,400,588**
負債・純資産合計	**5,588,215**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	第52期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	
売上高		**4,920,104**
売上原価		**4,837,310**
売上総利益		**82,793**
販売費及び一般管理費		**263,280**
営業損失（△）		**△180,486**
営業外収益		
受取利息	78,541	
受取配当金	15,571	
投資有価証券売却益	73,639	
貸倒引当金戻入額	4,214	
業務受託手数料	56,552	
その他	1,354	**229,873**
営業外費用		
支払手数料	24,961	
その他	768	**25,729**
経常利益		**23,656**
特別利益		
子会社株式売却益	300,006	
新株予約権戻入益	3,460	
資産除去債務戻入益	7,005	**310,471**
特別損失		
減損損失	2,477	
子会社株式評価損	51,118	**53,596**
税引前当期純利益		**280,531**
法人税、住民税及び事業税		**1,210**
当期純利益		**279,321**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第52期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2023年４月１日残高	100,000	3,597,978	1,628,469	5,226,447	△423,015	△423,015	△245,979	4,657,452
当期変動額								
当期純利益					279,321	279,321		279,321
自己株式の処分			△163,023	△163,023			245,979	82,956
株式交換による増加		120,050		120,050				120,050
新株予約権の失効								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	120,050	△163,023	△42,972	279,321	279,321	245,979	482,328
2024年３月31日残高	100,000	3,718,028	1,465,445	5,183,474	△143,694	△143,694	－	5,139,780

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2023年４月１日残高	31,718	31,718	3,460	4,692,630
当期変動額				
当期純利益				279,321
自己株式の処分				82,956
株式交換による増加				120,050
新株予約権の失効			△3,460	△3,460
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	229,089	229,089		229,089
事業年度中の変動額合計	229,089	229,089	△3,460	707,958
2024年３月31日残高	260,807	260,807	－	5,400,588

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月29日

第一商品株式会社
　取締役会　御中

フロンティア監査法人
　東京都品川区
指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　**藤　井　幸　雄**
指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　**酒　井　俊　輔**

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、第一商品株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一商品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月29日

第一商品株式会社
　取締役会　御中

フロンティア監査法人
　東京都品川区
指定社員
業務執行社員　公認会計士　**藤井幸雄**
指定社員
業務執行社員　公認会計士　**酒井俊輔**

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、第一商品株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第５２期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、 適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、 会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（ 会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、 当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、 連結損益計算書、 連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月29日

第一商品株式会社　監査等委員会

監査等委員　**塩野治夫**　㊞

監査等委員　**広瀬里美**　㊞

監査等委員　**クリストファー・リチャード・レーン**　㊞

（注）1．当社は、2023年６月29日開催の第51期定時株主総会の決議により、同総会終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。2023年４月１日から2023年６月29日定時株主総会終結までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

2．監査等委員塩野治夫氏、広瀬里美氏、クリストファー・リチャード・レーン氏は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

よくあるご質問

Ｑ１.新商号「UNBANKED」の由来は？

直訳的には「銀行口座を持っていない人」ですが、あえて「持たない」層も海外では増えていると言われております。そこから派生して、銀行サービス（送金、決済等）の代替手段としてブロックチェーン技術を活用した金融サービスを利用する人という意味合いをもつ言葉です。

そういう方々のために、Ｗｅｂ３※時代に合ったサービスを提供していく企業を目指すため、この商号に変更することといたしました。

※Web３とは、ブロックチェーン技術を基盤とする分散型ネットワーク環境のことであり、プラットフォーマー等の仲介者を介さずに個人と個人がつながり、双方向でのデータ利用・分散管理を行うことが可能となります。当社におけるWeb３ビジネスは、暗号資産「Kinka」をイーサリアムネットワークだけでなく複数のネットワーク上で稼働させ、多様な分散型取引所（Decentralized Exchange、ＤＥＸ）での取り扱いを加えることにより、「Kinka」の販路拡大を目指しております。

Ｑ２.株主優待は同じ内容で今後も続けますか？

当社の株主優待は恒久的な制度ではなく、毎年見直す方針をとっております。株主様からのご意見等を踏まえ、今後も株主優待の内容を見直す可能性もございます。

また、2025年3月期において配当可能な財務状況になった場合には、株主優待を実施せず配当に集約する可能性もございます。

従いまして、現時点では流動的な状況でございます。

Ｑ３.暗号資産に関する情報は、今後どのように開示する予定でしょうか？

現在、暗号資産事業は「Kinka」の販路拡大に向けたインフラ整備の初期段階にございます。過去のＩＲ（適時開示）で公表しております通り、イーサリアム以外のネットワーク上で「Kinka」の利用が可能になるなど、具体的な計画が固まった段階で開示を行う予定です。

また、「Kinka」の売上高等、業績に関する情報につきましては、連結売上高に対する金額的重要性が高まった段階で開示を行う予定です。

Ｑ４.「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」について、開示の予定はありますか？

2024年3月期においては、４期ぶりに当期純利益が黒字となりましたが、営業利益の段階では赤字が続いております。現時点におきましては、ＲＯＥ等の目標を設定できる状況ではなく、まずは営業利益と純利益の両方において、安定した黒字の確保が先決であると考えております。

その実現の後、取締役会で議論を重ね、開示を検討してまいります。

株主メモ

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎年６月開催
基準日	定時株主総会　毎年３月31日 期末配当金　毎年３月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

（郵便物送付先及び照会先）

〒168 - 0063　東京都杉並区和泉二丁目８番４号
三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

(特別口座にて株式をお持ちの株主様の住所変更等・その他ご照会)
0120-782-031
(インターネットURL)
https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/

※なお、証券会社にて株式をお持ちの株主様におかれましては、口座のある証券会社にお問合せください。

公告方法	当社の公告は下記のアドレスに掲載します。 https://www.dai-ichi.co.jp/ir/pub/ また、電子公告による公告ができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。
証券銘柄コード	8746

ウェブサイトのご案内

当社では、貸借対照表並びに損益計算書を当社のウェブサイトに掲載いたしております。

TOPページ



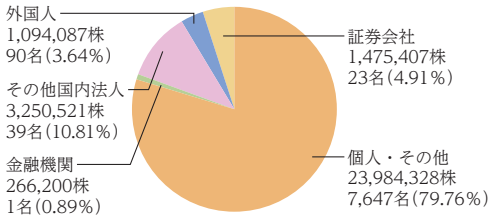
https://www.dai-ichi.co.jp/

IRページ

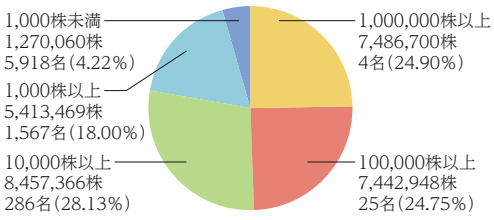


https://www.dai-ichi.co.jp/ir/

株式分布状況（単元株）　2024年３月31日現在



所有者別分布状況



所有株式数別分布状況

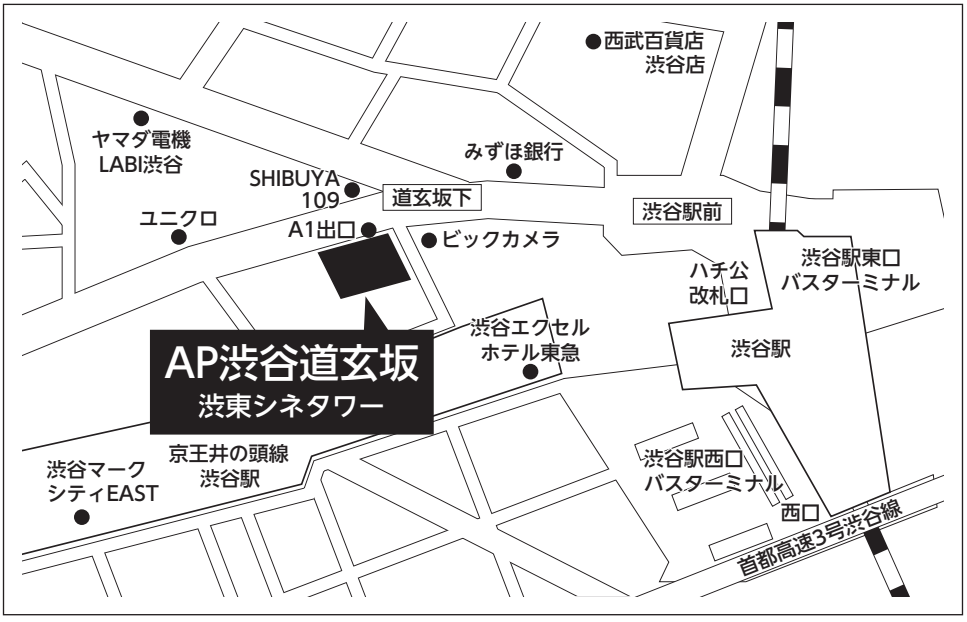
定時株主総会会場ご案内図

議案の賛否にかかわらず、議決権を有効にご行使いただいた株主様には、株主様お一人につき、**QUOカード（500円分）**を後日お贈りさせていただきます。

日　時　2024年６月27日(木曜日) 午前10時

会　場　東京都渋谷区道玄坂二丁目６番17号
渋東シネタワー13階　ＡＰ渋谷道玄坂
電話　03 (5428) 6849

交　通　ＪＲ各線「渋谷駅」ハチ公改札口より徒歩約１分
東急各線、東京メトロ各線「渋谷駅」Ａ１出口直結
京王井の頭線「渋谷駅」より徒歩約１分



※ご注意
駐車場の準備はいたしておりませんので、お車でのお越しはご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。

ミックス
紙 | 責任ある森林管理を支えています
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。